

(地Ⅲ32)

平成26年4月24日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 道 永 麻 里

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する  
Q&Aの改訂について（改訂2版）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般、「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関するQ&Aについて」の通知につきましては、平成26年3月11日付（地Ⅲ234）にて貴会宛てにお送りさせていただきました。

今般、Q&Aの修正加筆がなされ、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室より本会にも通知がありました。

また、市町村国保及び国民健康保険組合における消費税引上げに伴う特定保健指導費用の取扱いにつきましても、臨時対応を行うこととなり、別添のとおり国民健康保険中央会より都道府県国民健康保険団体連合会事務局長宛てに通知がなされ、本会にも情報提供がありましたので、併せてお送り申し上げます。

なお、都道府県国民健康保険団体連合会によっては、今般、国民健康保険中央会から示された臨時対応と異なる対応となることがありますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

また、国立保健医療科学院が提供しているフリーソフトを活用し、平成25年度契約に基づく特定保健指導費用の年度またぎの請求事務をされる場合には、Q&A第2版の2-4（A）に記載されております点にご留意いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係会員等への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【参考】厚生労働省ホームページ 特定健診・特定保健指導に関する通知掲載  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info03j.html>